

歯の治療を受けるとき

歯の治療は健康保険による診療を受けられます。
ただし、健康保険で治療を受けられるのは、保険で認められた
方法と材料を使った時で、歯科矯正やインプラント、保険適用
外の材料を使った時などは自費診療となります。



治療の種類と方法

種類	方法
充てん	虫歯になっている部分を削り、穴へ材料をつめてもとの形に修復する。
鑄造歯冠修復(インレー等)	虫歯で欠けた部分の型をとって金属で鑄造し、欠けた部分をもとの形に修復する。
冠(クラウン)	虫歯の穴が大きくて、充てんやインレーでは回復できない場合、治療後に冠をかぶせる方法。
継続歯(継ぎ歯、さし歯)	前歯や小臼歯など、虫歯が大きくなって歯根しか残っていない場合、人工の歯冠を継ぎたす方法。
ジャケット冠	天然の歯に似た色調や素材感を持つ材料で歯冠部の全表面を覆う。
ブリッジ	なくなった歯の両隣の歯を土台とし、橋をかけるように凍結した義歯を固定する方法。
有床義歯(入れ歯)	とりはずしのできる入れ歯。部分的に歯がない場合の部分義歯と、歯が全部ない場合の総義歯がある。

同じ治療方法でも、保険で認められていない材料を使用した場合は自費診療となります。
受診される際に、歯科医によく相談して、治療方法や費用など確認しておきましょう。
また、保険で治療してもらいたいときは、はっきりその旨を医師に伝えましょう。



歯科矯正、インプラント等保険適用外の治療は健康保険組合での費用補助はありません。

医療共済会にご加入されていれば、費用補助される場合もありますので、医療共済会へお問い合わせください。

【医療共済事務センター】 Tel 03-6371-5618